

説 明 資 料

〔税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応〕

令和 6 年11月13日（水）

国 税 庁

政府税制調査会
「わが国税制の現状と課題 ―令和時代の構造変化と税制のあり方―」
令和5年6月（抄）

5. 税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応

（１）適正な申告や税務当局に対する適切な情報提供等の確保 （今後の課題）

近年、税務調査に対し、接触を一切拒否する等の対応をとることにより取引の十分な解明がなされない事例や、申告書の提出後に仮装・隠蔽が行われることにより重加算税の賦課に至らない事例など、誠実に納税を行う納税者の税に対する公平感を大きく損なうような事例がみられるようになってきています。

現行制度上、税務調査への非協力等は罰則の対象となっていますが、こうした罰則の適用は極めて限定的となっており、帳簿書類等の適切な提示・提出等を求める質問検査権の実効性を担保する効果も限定的となっていると言わざるを得ません。また、現行の加算税は、上述の事例のように、仮装・隠蔽といった積極的な行為を行わずに意図的に無申告である場合や申告書の提出後に仮装・隠蔽が行われた場合であっても、申告時の仮装・隠蔽や意図的に申告しないことを外部からもうかがい得る特段の行動を税務当局が認定できなければ、重加算税の対象とならず、通常の過少申告加算税や無申告加算税の対象となります。

さらに、現行の加算税は原則として納税者本人による行為を対象としていますが、納税者以外の第三者が、納税者による不正について指南や加担を行う事例も顕在化しています。SNSやセミナーを通じて多数の納税者に対して脱税や不正還付の指南を行う事例に対しては、令和5年度税制改正において一部対応することとされましたが、第三者が虚偽の領収書等を発行し納税者による不正に対して加担するような事例等については、措置を講じる必要性が依然として残っています。加えて、これまでの累次にわたる加算税の見直しにより制度が複雑化している面もあることから、納税者がより理解しやすい制度とし、不正を抑止する効果や予見可能性を高める観点から、その見直しを行っていく必要があるとの指摘もあります。

こうした状況を踏まえ、今後、例えば、質問検査権に基づく資料の提示・提出の求めを正当な理由なく長期間にわたって拒否する行為などの税務調査への非協力や申告書の提出後の仮装・隠蔽、虚偽の領収書等の発行といった納税者による不正に対する第三者の加担といった行為については、現行の加算税による対応の限界を考慮し、新たな行政上の措置等を講ずることも視野に入れた検討を行う必要があると考えられます。その際、加算税や延滞税、更正の期間制限といった基本的な枠組みについても、引き続き総合的に検討を行っていく必要があります。

政府税制調査会
「わが国税制の現状と課題 ―令和時代の構造変化と税制のあり方―」
令和5年6月（抄）

5. 税に対する公平感を大きく損なうような行為への対応

（2）国内外における課税逃れへの対応

（近年の歩み）

増加する国際的な経済取引等への対応として、海外当局との租税条約等に基づく情報交換に加え、国外財産調書等をはじめとする資料情報制度の拡充が行われてきたほか、平成30（2018）年から共通報告基準（CRS）に基づく非居住者の金融口座情報の自動的情報交換が開始されました。税務当局においてはこれらによって得られた情報を活用して税務調査等が行われています。しかし、執行管轄権の制約上、日本の税務当局が相手国に赴いて質問検査権に基づき情報提供を求めることには限界があるほか、海外当局との租税条約等に基づく情報交換により取引の全容を解明するのには相当な時間を要するなど、税務当局が実態把握を十分に行うことができない状況が生じています。

また、多様な事業体や新たな金融手法の活用等に伴い、富裕層や多国籍企業等による海外への資産隠しや、各国の税制の違い等を利用して税負担を軽減する等の国際的な租税回避をはじめとして、国内外において租税回避スキームの多様化・複雑化が進展しています。こうした中、BEP Sプロジェクトを踏まえた対応をはじめ各種施策が講じられてきました。

（今後の課題）

課税処分を行うための十分な証拠収集が特に困難な国際的な経済取引等については、適正・公平な課税の実現に向けて引き続き取り組んでいく必要があります。また、国際的な租税の徴収の観点からは、徴収共助のネットワークの一層の拡充に取り組んでいく必要があります。

さらに、租税回避スキームについては、従来の簿外取引や仮装・隠蔽と異なり、通常では用いられない取引や事業体を実際に作出・経由するなどして、積極的に法令上の規定に適用させることで税負担の減免を図ることが多く、現行の法制度においては適法であったとしても、これが放置され、適正な課税が行われな場合、課税の公平を損ない、納税者の信頼を揺るがすこととなります。このため、租税回避スキームの開発・販売や利用等に関する実態を把握するための執行面での対応を強化していくことが重要です。また、BEP Sプロジェクトでは、行き過ぎた濫用的なタックス・プランニング・スキームの開発・利用を抑止するとともに、税務当局による適時の政策的対応を可能とするといった目的・効果を持つベスト・プラクティスとして、義務的開示制度（MDR）の導入の検討が勧告されています。諸外国におけるMDRの円滑かつ効果的な導入を担保するための取組み等も参考にしつつ、税務当局が租税回避スキームについての確に把握できるような仕組みについて検討を進めていく必要があります。

税に対する公平感への悪影響が 危惧される調査事例

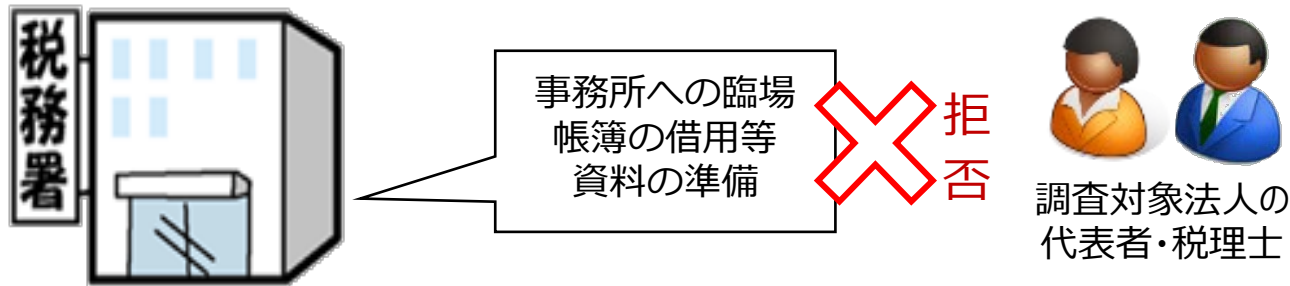
事例 1 調査時に資料の提示・提出を拒否・遅延された事例

【事案の概要】

- 調査にあたり、調査対象法人の代表者は、事務所への臨場を拒否。そこで、帳簿の借用等を打診するも、税理士も含め、「帳簿は知人に預けている」、「その知人の名前は言えない」、「帳簿データの提供は手間がかかる」などと主張し、長期間にわたって協力が得られず。
- 長期間の折衝の結果、事業所へ臨場できることとなったが、「保存書類の準備はできていない」「事前に準備を依頼された資料は用意していない」等と主張し、各種資料の提示・提出を拒否。
- そこで、膨大な事務量を投じて反面調査等を行ったところ、架空経費の計上等が認められ更正処分を行うこととなった。

【問題点等】

- 本事案のように質問検査権に基づく帳簿書類その他の物件の提示・提出の求めを正当な理由なく長期間にわたって拒否し、調査の円滑な実施が著しく損なわれるケースも存在している。



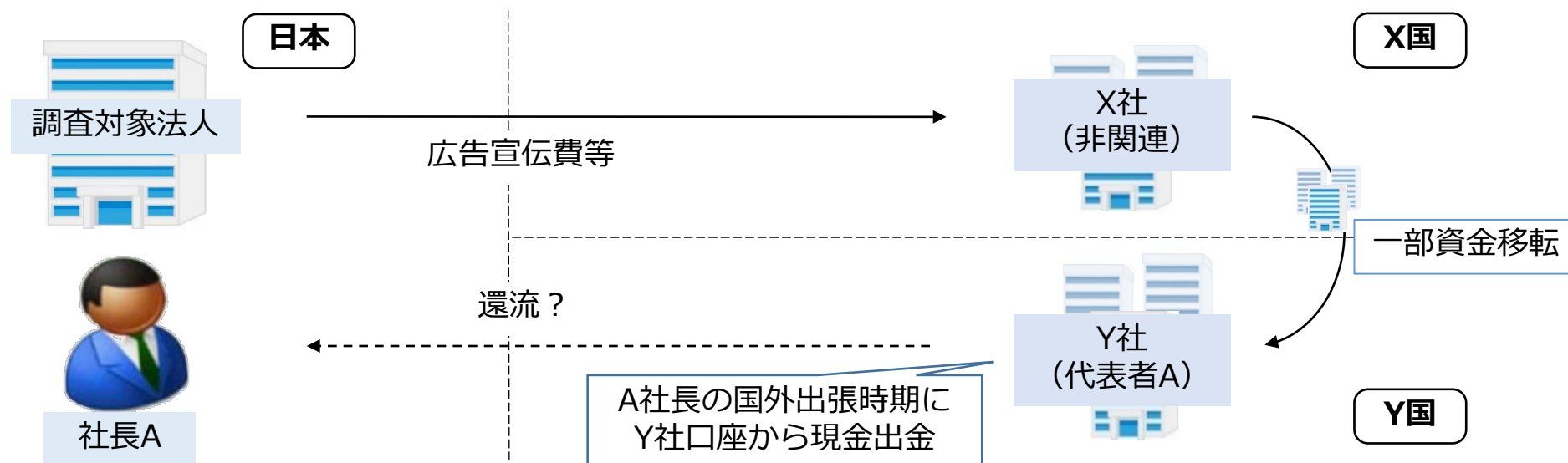
事例2 国外取引に関し資料の提示等を拒否され、全容解明に困難を来した事案

【事案の概要】

- 調査対象法人は、X国のX社（非関連）に対して広告宣伝費等の名目で多額の経費を支払っていたが、X社の設立については過去に脱税を指南したことがある者が関与している疑いがあった。
- 調査対象法人のA社長はY国に所在するY社の代表も務めている。外国当局からの情報によれば、X社からY社に資金の移転が認められ、また、A社長の国外出張時期にY社口座から現金出金があることが把握されている。
- これらの事実から国外法人を通じたA社長への資金還流も疑われたが、調査対象法人及びA社長からは、本件取引の取次を行った代理人と連絡が取れないことや、Y社は調査対象法人と取引関係にない別法人であること等を理由に関連資料の提出が得られず、事実関係の解明に至らなかった。

【問題点等】

- 仮にX社やY社が国内に所在していれば、反面調査により必要な情報を追加的に得ることが可能だが、国外の場合には執行管轄権の制約もあり事実関係の把握に困難が伴う。



事例3 国外関連者への支払に係る資料提供が十分になされず、その支払いの経費性についての実態確認に困難を来した事案

【事案の概要】

- 国外親会社が各国の子会社の各種間接経費を集約し、各子会社に一括で配賦し、その支払を請求。その中で調査対象法人が負担する必要のない多額の費用の支払により日本子会社の所得が流出していることが疑われた。
- 調査で資料の提供を再三要求するも、親法人に請求された金額を支払っているのみで詳細は不明、費用配賦の根拠等は、親法人が保有しているため、提出は不可、そもそも、計算根拠といったものは、調査時に要求されてから用意すればよく、調査対象法人に保存義務はない等の主張を行い、十分な資料提供がなかった。

【問題点等】

- シェアードコスト契約によるグループ会社間での経費配賦に対し、調査対象者から十分な資料の収集ができなかったことが要因の一つとなり、親会社から配賦される経費の実態確認ができず。

